

平成 28 年 11 月 22 日改正

2018 年 12 月 11 日改正

(総則)

第 1 条 医学部に在籍する学生の進級・卒業・留年については、この規程の定めるところによる。

(進級)

第 2 条 医学部教授会が当該年度の学年末に、第 3 条に定める進級要件に基づき進級の可否を判定する。

2 前項により、進級要件を全て満たす者を進級とする。

(進級要件)

第 3 条 進級要件は、原則として、当該学年の開講科目（以下「配当科目」という。）の全てに合格することとし、各学年の要件については、次の各号のとおりとする。

(1) 第 1 学年については、第 1 項に規定するものの他、人間形成の基礎科目から 4 科目 8 単位以上修得すること。

(2) 第 2 学年及び第 3 学年については、第 1 項による。

(3) 第 4 学年については、第 1 項に規定するものの他、共用試験 CBT 及び共用試験 OSCE に合格すること。

(4) 第 5 学年については、配当科目のうち不合格科目が 1 科目以下であり、かつ総合試験に合格すること。

なお、実習科目の不合格科目を有して進級した場合は、第 6 学年で当該科目を再履修しなければならない。

(卒業)

第 4 条 医学部教授会が当該年度の学年末に、第 5 条に定める卒業要件に基づき卒業の可否を判定する。

2 前項により、卒業要件を全て満たす者を卒業と認定する。

(卒業要件)

第 5 条 卒業要件は次のとおりとする。

(1) 第 6 学年配当科目（必修科目及び選択必修 3 科目）の全てに合格すること。

(2) 卒業時 OSCE 及び総合試験に合格すること。

(3) 第 5 学年時の不合格科目を有する者については、当該科目を再履修し、合格すること。

(留年)

第 6 条 次の各号のいずれかに該当する者は留年とする。

(1) 第 3 条に規定する進級要件を満たすことができない者

(2) 第 5 条に規定する卒業要件を満たすことができない者

(3) 北里大学学則の規定により休学となった者

(4) 医学部試験不正行為者の取扱いにより停学となった者

(5) 学習態度が極めて不良であると教授会が判定した者

(6) その他、教授会が留年と判定した者

2 留年者は、該当学年配当科目（必修科目及び選択必修科目）を全て再履修しなければならない。ただし、教授会が特に指示した場合はこの限りでない。

（利益相反）

第7条 教員は、2 親等以内の親族が学生として在籍している場合、原則として、当該学生の進級・卒業の判定に携わらない。

（規程の改廃）

第8条 この規程の改廃は、教育委員会の議を経て、教授会が定める。

附 則

- 1 この規程は、平成 23 年 4 月 1 日より施行する。
- 2 第 3 条（進級要件）の規定にかかわらず、旧規程により平成 23 年度に不合格科目を有して進級した者（仮進級者）は、進級学年に実施する当該不合格科目に関する試験（仮進級解除試験）を受験し、合格しなければならない。

附 則

- 1 この規程は、平成 24 年 4 月 1 日より施行する。
- 2 第 3 条（進級要件）の規定にかかわらず、旧規程により平成 23 年度に不合格科目を有して進級（仮進級）し、平成 24 年度に当該学年に留年となった者は、当該学年に実施する当該不合格科目に関する試験（仮進級解除試験）を受験し、合格しなければならない。

附 則

- 1 この規程は、平成 26 年 4 月 1 日より施行する。
- 2 第 3 条（進級要件）の規定にかかわらず、平成 19 年 4 月 1 日施行規程により不合格科目を有して進級（仮進級）し、当該学年に留年となった者は、当該学年に実施する当該不合格科目に関する試験（仮進級解除試験）を受験し、合格しなければならない。

附 則

- 1 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日より施行する。
- 2 仮進級解除試験廃止に伴い、関係条文を削除する。
- 3 第 3 条（進級要件）の規定にかかわらず、平成 26 年 4 月 1 日施行規程により不合格科目を有して仮進級した者は、平成 26 年 4 月 1 日施行規程に則り仮進級解除試験を受験し、合格しなければならない。

附 則

- 1 この規程は、2018 年 12 月 12 日より施行する。